

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成30年度第1回会議
開催日時	平成30年5月25日（金）午後1時30分から午後3時00分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長、小藤田委員、新田委員、山田委員、湯浅委員 （事務局）飯島企画部長、古厩企画政策課長、直井企画部主幹、鹿森企画政策課主査、南企画政策課主任、佐藤企画政策課主事 渡部教育部長、掛谷社会教育課長、堀教育部主幹、桂社会教育課主任
議題	1 委嘱状の伝達 2 会長の選出 3 会議の運営について 4 西東京市立学校施設使用料の適正化について（諮問） 5 西東京市立学校施設使用料の適正化について（審議） 6 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市使用料等審議会委員名簿 資料2 西東京市使用料等審議会条例 資料3 西東京市市民参加条例 資料4 西東京市市民参加条例施行規則 資料5 西東京市使用料等審議会傍聴要領 資料6 学校施設の概要 資料7 学校施設使用料原価計算書 資料8 学校施設使用料算出表 資料9 都内26市における学校施設使用料一覧 資料10 保谷中学校夜間照明設備の使用料設定について 資料11 保谷中学校夜間照明設備配置図 資料12 夜間照明設備使用料原価計算書 資料13 都内26市における夜間照明設備使用料一覧 参考資料 西東京市立学校施設使用条例
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1 委嘱状の伝達</u> 企画部長から委員へ委嘱状の伝達を行った。</p> <p><u>議題2 会長の選出</u> 西東京市使用料等審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選により米田委員を会長に定めた。</p> <p><u>議題3 会議の運営について</u> 事務局より、西東京市使用料等審議会条例に基づき、会議の運営について説明し、以下の事項について確認、決定した。</p>	

- ・会議については原則公開とする。
- ・会議録を作成し、情報公開コーナー等で公開する。
- ・会議録の作成は、「発言者の発言内容ごとの要点記録」とする。
- ・会議録作成のため、録音を了承する。
- ・会議の傍聴手続は、「西東京市使用料等審議会傍聴要領」のとおりとする。

議題4 西東京市立学校施設使用料の適正化について（諮問）

教育部長から米田会長へ諮問

議題5 西東京市立学校施設使用料の適正化について（審議）

事務局より、学校施設（けやき小学校・青嵐中学校・保谷中学校）使用料の定期見直し及び保谷中学校の校庭・テニスコートの使用料の新設について、資料6から資料9に沿って説明

○委員：

資料6における各施設の使用実績を見ると、減免申請を受け付けているのはけやき小学校のみということか。

○事務局：

学校施設条例施行規則に基づき、各々の学校施設で減免申請を受け付けている。平成29年度においては、けやき小学校のみ減免申請があった。

○委員：

けやき小学校に減免申請件数が偏っていることから、減免申請の制度が十分に周知されていないのではないか。

○事務局：

新設予定の保谷中学校の校庭・テニスコートと合わせて、さらなる市民周知を図っていきたいと考えている。

○委員：

保谷中学校のテニスコートの利用率はどの程度を見込んでいるか。

○事務局：

学校施設にテニスコートを設置するのは当市では初めてであるため、利用率の見込みは難しいが、昨年、市が管理している3箇所のテニスコートのうち、1箇所が閉鎖したため、一定の需要はあるものと考えている。

○委員：

今回、定期見直しの学校施設（けやき小学校・青嵐中学校・保谷中学校）については、地域開放を前提に建設され、建築年も比較的新しいこともあり、施設としてのグレードは高いと思われる。例えば、資料8のけやき小学校の体育館は、1時間あたり原価1,158円に対して、条例上の使用料は500円であるが、料金設定は安いのではないか。

○事務局：

今回の原価計算結果は、平成28年度の定期見直しの原価計算と比較しても、受益者負担割合に大きな変化は見られなかったため、現行の使用料については妥当であると考えている。

また、同じ学校の中でも条例上の使用料が原価を上回っている施設があるが、施設ごとに受益者負担割合の偏りはありつつも、学校施設全体としての受益者負担割合は適正であると認識している。

○委員：

民間では、過去の利用率の推移を検証したうえで、料金改定をするのが一般的であるが、市の施設運営方針として、利用率を上げたいのか、もしくは下げたいのか。例えば、施設の

利用率を上げるために、使用料を下げることも政策的な観点から検討する必要があるのではないか。

○事務局：

学校施設の一般利用については、学校教育上支障のない範囲で使用を許可しており、施設利用について一定の制約があるのが現状であるが、使用可能日数における利用率は8割を超えている。

一方で、例えば青嵐中学校の会議室のように、利用実績が全くない施設もあることから、さらなる市民周知を図ることにより、利用率の向上が見込めるのではないかと考えている。

本市においては、「使用料・手数料の適正化に関する基本方針（平成27年度改定版）」に基づき、原価計算を行ったうえで、施設ごとの受益者負担割合の適正範囲内で使用料を設定しているため、現行の使用料については妥当であると認識している。

○委員：

事務局の説明のとおり、学校施設（けやき小学校・青嵐中学校・保谷中学校）の使用料については、適正な受益者負担割合の範囲内であり、近隣自治体の使用料金体系と比較しても著しい乖離はないことから、現行の料金設定は妥当である。

よって、今回の審議会では諮問文のとおり、保谷中学校の校庭・テニスコートの使用料を新設することとし、既存の学校施設使用料は現行のままで据え置くということによろしいか。

（異議なし）

事務局より、保谷中学校夜間照明設備の使用料新設について、資料10から資料13に沿って説明

○委員：

資料12の原価計算における夜間照明設備費用の金額の根拠は何か。

○事務局：

設置工事費用から特定財源（スポーツ振興くじ助成金）を差し引いた、一般財源のみの金額である。

○委員：

保谷中学校の夜間照明設備設置は市民からの要望なのか。

○事務局

市民からの陳情とスポーツ基本法[平成23年6月24日号外法律第78号]第13条の主旨に則り、議会において採択された経緯がある。またスポーツ施設を含めた既存の夜間照明設備の設置が市の西部に集中していることから、地域間のバランスを考慮すると、保谷中学校の夜間照明設備は適正な設置であると考えている。

○委員：

資料12における原価の算出方法について、稼働率は100%で計算しているのか。

○事務局：

学校施設については、学校の都合で利用できなくなる場合があり、稼働率を100%で見込むことが難しいため、物件費（光熱水費）については、既に夜間照明設備が設置されており、運用方法も同じである田無第三中学校の実績数値を基に算出している。

○委員

資料13について、他市の料金設定と比較すると、田無第三中学校の夜間照明使用料ですら高いような印象を受けるが、利用者から何か意見はあるか。

○事務局

田無第三中学校の夜間照明利用者からは、使用料が高いとのご意見は特に伺っていない。

○委員：

利用者の立場からすると、他市と比較しても使用料は高すぎることはなく、適正な料金設定であるとの印象を受ける。

○委員：

夜間照明料については、夜間照明設備を使用した人のみに発生する付加的なサービスであることから、利用者の実費弁償にすべきとの考え方もあるが、利用率向上のための政策的な観点からも、保谷中学校の夜間照明料の料金設定は妥当であるとする。

○委員：

事務局の説明のとおり、原価計算結果を踏まえ、市内類似施設及び他市の学校施設における使用料の設定状況等を比較考量した結果、新設使用料の料金設定は妥当であると考えられる。

よって、保谷中学校の夜間照明使用料については、諮問文のとおり新設することによろしいか。

(異議なし)

○委員：

本日、委員の皆様より頂戴したご意見を踏まえ、答申案文については、会長と事務局で調整のうえ、委員の皆様にご確認いただき、答申案文を確定させていただくということによろしいか。

(異議なし)

○委員：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただきます。

議題6 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会については、6月29日の開催を予定しており、障害者総合支援センター（フレンドリー）の施設使用料についてご議論いただきたいと考えている。

○米田会長：

他になければ、これで平成30年度第1回審議会を終了する。